

## 女性の活躍に関する情報公表について

### ◆男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	83.7%
正規労働者	81.8%
非正規労働者	89.2%

#### 差異に関する補足説明

- ・本学園の給与制度は、性別による差異はなく同一の基準ですが、管理職手当、扶養手当及び住居手当等の手当受給者の割合が女性より男性に多いことが差異の主たる要因です。

#### 付記事項

- ・対象期間：令和7事業年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
- ・正規労働者：学園外の出向者を除く。
- ・非正規労働者：臨時職員、コンサルタント、アドバイザー、通信制助教授、非常勤講師、非常勤助手、ティーチングアシスタント、授業補助者が該当
- ・賃金：基本給、基準外勤務手当、期末・年度末手当、その他諸手当を含む。但し、退職手当を除く。
- ・今回は、厚生労働省の「男女間賃金差異分析ツール」を利用して算出した。

### ◆女性管理職比率

27.1%

#### ①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

- ・労働者に占める女性労働者の割合

29.0%

#### ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

- ・男女の平均継続勤務年数の差異

男性の平均継続勤務年数 12年1月

女性の平均継続勤務年数 12年0月